



## ■ビオトープ・サロン カワバタモロコ増殖・放流実験連絡会議

カワバタモロコ増殖・放流実験連絡会議に参加している片山会員からの活動報告を紹介し、58年ぶりの確認と再絶滅の危機、カワバタモロコがレッドリストから外れる日が来ることを願いつつ。  
 (編集局)

### 【カワバタモロコ増殖・放流実験連絡会議の活動概要】

記者：片山博之（会員）

カワバタモロコは、日本固有のコイ科の淡水魚で、成魚で体長50cm程度、全国的に生息地、個体数ともに減少しており、国のレッドデータリストで絶滅危惧ⅠB類にランクされています。

徳島県では、長く絶滅とされていましたが、平成16年に鳴門市においてその生息が58年ぶりに確認され、絶滅危惧種として復活しました。しかしながら、最近、再発見地の地域（鳴門市大津町）でカワバタモロコの生息が確認できなくなり、在来の遺伝子を持つカワバタモロコの保護と増殖を目的として、徳島県農村振興課が事務局となり、このカワバタモロコ増殖・放流連絡会議を設立しました。この会議の中で、日本ビオトープ管理士会徳島支部はアドバイザーとして、参画してきました。

この会議におけるこれまでの活動を紹介します。

### 1. カワバタモロコの増殖

平成19年より徳島県水産研究課で種苗生産に向けた取り組みを実施してきました。現地で採取したカワバタモロコの個体を親魚として用いて繁殖させ、平成23年末までに3,400匹強まで増やすことに成功しました。

### 2. カワバタモロコの分散飼育

増殖に成功した水産研究課のカワバタモロコをさらに増殖して、本来の生息地に戻すためのプログラムを、県や専門家等の関係者で協議しました。

その結果、徳島県では、平成24年6月7日に大塚製薬株式会社、日亜化学工業株式会社、鳴門市大津西小学校の3団体と「カワバタモロコの保護及び増殖に関する協定」を締結し、それぞれにカワバタモロコを譲渡しました。12月には、鳴門クリーンセンターにも同様に譲渡し、同センター内のビオトープ池に鳴門市長と地元小学生によりカワバタモロコを放流しております。

平成25年からは徳島県立徳島科学技術高等学校も増殖に加わり、本格的にカワバタモロコを増殖していく体制ができました。当日本ビオトープ管理士会では、それぞれの放流先のビオトープ池での水質調査や外来種等の生息調査等についての助言を行いました。



■日亜化学工業への譲渡



■大塚製薬ビオトープ池への放流



■徳島県立科学技術高校への譲渡



■鳴門クリーンセンターへの放流

### 3. カワバタモロコの増殖検討と放流計画について

平成26年11月12日に徳島県立徳島科学技術高等学校において、これまでの増殖と放流計画について各団体から報告があり、概要は次のとおりです。

#### (1) 協定団体等の増殖取組み状況について

- ①日亜化学工業・・・産卵条件のデータ取りを行いました。水温・卵の確認・稚魚の確認を行いました。その結果、**水温の調整が最も難しい**ことが解りました。
- ②大塚製薬・・・ビオトープ池での生息状況を確認するために、各団体が参加した定期的な生息確認調査を行いたい。また、**一般市民も参加したイベント**なども開催できたら良いとの要望もありました。
- ③科学技術高校・・・平成25年から取り組んでいるカワバタモロコの増殖についての研究が**科学研究の全国大会に推奨**され、2年生の生徒が11月に発表しました。



#### (2) カワバタモロコの放流計画について

これまで放流連絡会議の中で検討をした試験放流先候補地である鳴門市の宮ヶ谷池中池、大代地区池における魚類・水質調査の結果を水産研究課の西岡氏から意見書としての発表がありました。その結果、鳴門市の宮ヶ谷池と中池及び大代地区池において、水質環境の調査や魚類相確認調査を行い、宮ヶ谷では特に問題がないため、**平成27年春以降に放流に向けての準備**を進める計画となっています。

■ビオトープ・サロン ビオとくコーナー ～ビオトープ管理士頑張る～

9月から12月の活動について、ビオトープ管理士の活躍を簡単ではありますが紹介します。 (編集局)

【9月から12月の活動】

09月10日	稲飯管理士	生物多様性とくしま会議への参加
09月28日	片山管理士	(公財)日本生態系協会主催のビオトープ管理士資格試験徳島会場の運営を支援
09月29日	樫本管理士	昭和小学校[学校ビオトープ修復]への徳島県ビオトープアドバイザー派遣を支援
10月08日	稲飯管理士	生物多様性とくしま会議への参加
10月20日	糸田川管理士	池田中学校[黒沢湿原環境学習]に参加し水環境の視点から支援
10月20日	樫本管理士	池田中学校[生物多様性と暮らしの環境を考える]への徳島県環境アドバイザー派遣を支援
10月24日	樫本管理士	(公財)日本生態系協会主催のビオトープ管理士関連事業を支援
11月12日	稲飯管理士	生物多様性とくしま会議への参加
11月12日	片山管理士	カワバタモロコ増殖・放流実験連絡会議主催の連絡会議に参加
11月31日	樫本管理士	徳島河川国道事務所主催の吉野川流域生態系ネットワーク検討委員会に参加
12月06日	樫本管理士	(公財)日本生態系協会主催のビオトープ管理士関連事業を支援
12月10日	稲飯管理士	生物多様性とくしま会議への参加
12月24日	樫本管理士	徳島河川国道事務所主催の吉野川流域生態系ネットワーク検討委員会に参加

■みんなの“たからもの” 私たちの暮らしに共存する身近な生きものたち

私たちの暮らしの何気ない行動、野生の生きものたちの暮らしにとっては大きく関わっているのですね。(編集局)



【我が家の小さな訪問者 その2】

寄稿：KMさん

11月30日 3ペアのアキアカネが競うように産卵していました。

トマトが上手く育たないので、トマトの栽培農家に訪ねると、一度田んぼにする良いと聞きました。

土壌中の病原菌が原因だろうとのことと、一度田んぼにすると駆除できるそうです。

そこで、菜園の土のリフレッシュのために一冬田んぼにしておこうと代かきました。

すると、びっくり、もうすぐ12月なのにどこからともなく、アキアカネが！

アキアカネは卵で越冬するそうですが、春の種まきはどうしようかと悩んでいます。羽化まで待つかな？

■ビオトープ・セミナー 資格試験に挑戦して基礎知識を修得しよう！

ビオトープ管理士資格試験過去問題 出展：(財)日本生態系協会主催「ビオトープ管理士セミナー」のテキストより

**無断転載禁止**：本紙は公益財団法人日本生態系協会の許可を得て転載しています。(編集局)

【環境関連法の択一問題：正答と解説は次号で紹介】

問072：次の文のうち、生物多様性基本法で述べられていないものはどれですか。

1. 政府に対し、本法に基づき、生物多様性国家戦略を定めることを義務づけている。
2. 都道府県及び市町村に対し、生物多様性地域戦略を定める努力義務を課している。
3. 生物多様性保全のために講ずべき施策の策定のために必要な基礎調査として、本法に基づき、緑の国勢調査を、国として実施すべきことを示している。
4. 生態系ネットワーク(エコロジカル・ネットワーク)の形成に国が取り組むべきことを示している。
5. 事業計画の立案段階等での生物多様性に係る環境影響評価を国として推進すべきことを示している。

■前号071の正答【3】

ビオトープとは、①池とその周囲の湿生植物群落だけではない。②都市内における野生生物とのふれあい空間ではない。③生産活動が行われている水田や植林地も、ビオトープ。④砂丘はその環境に適合した野生生物のビオトープ。⑤洞窟のような特殊な環境もビオトープ。つまり、池や人が意図的に造った場所のことではなく、地域本来の野生生物が自らの力で世代を重ねて生き続けられる場所、土地そのものを指すもので、ドイツ連邦共和国において、土地利用計画における地理的最小単位として用いられた[BIO(生物)]と[TOPOS(場所)]を組み合わせた造語です。

※2級はどなたでも受験でき、四国の受験会場は「徳島大学工学部」です。自然環境の保全に関わる方には、是非とも取得していただきたい資格です。詳しくは、<http://www.ecosys.or.jp/> (公益財団法人 日本生態系協会HP)

■編集後記

ビオトープに関するお役立ち情報はもとより、皆様の生活や活動やお仕事等、日常を通じて見たり感じたりしたこと、身近な自然の春夏秋冬や喜怒哀楽のご寄稿をお待ちしております。ふるってご参加ください！ 編集局  
[E-mail: kanv@nifty.com URL: <http://biotopetokushima.yu-yake.com>]